

NO.90 2012.12. 7

# 労働 徳 島

発行 徳島県商工労働部労働雇用課  
徳島市万代町 1 丁目 1 番地  
TEL:088-621-2348 FAX:088-621-2852  
県ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/>

## 徳島県立中央テクノスクール ～「ろうきんホール」・「在職者訓練棟」先行供用～

平成24年11月11日(日)、徳島県立中央テクノスクールの「ろうきんホール」と「在職者訓練棟」の供用をスタートしました。

「中央テクノスクール」は、産業界と連携し、本県の産業人材育成拠点として整備し、現下の厳しい経済状況の中、一日も早い人材育成支援機能を発揮するため、平成25年4月の開校に先駆けて供用を開始したもので、企業の研修や講演会、実技訓練などの「人材育成の場」としてご利用いただく予定です。

両施設の「先行供用記念セレモニー」では、産業界をはじめ約70人のご来賓に参加いただき、先行供用を祝するとともに、中央テクノスクールの整備に際し、ご支援・ご協力をいただいた皆さんへの感謝状の贈呈、県卓越技能者(阿波の名工)の表彰を行ないました。

また同日、「ものづくり」への興味や理解を深めてもらおうと開催した「とくしま技能フェア2012」には、幼稚園児や小学生を中心に約2,500人が参加し、日ごろ体験できない多彩な「ものづくり」に、熱心にチャレンジしました。

今後、中央テクノスクールを核に、産業界との連携を一層強固なものとし、職業訓練はもとより、県内企業の発展の原動力となる実践的な人材の育成に取り組んで参ります。



先行供用記念テープカット



知事感謝状の贈呈



県卓越技能者(阿波の名工)の表彰



とくしま技能フェア2012で「ものづくり」にチャレンジする子どもたち

## 『徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例』が 平成24年10月19日に公布・施行されました

障害者の働きたいという思いの実現に向けて、県はもとより事業主及び県民等の皆様が障害者に対する理解を深め、協力することにより、障害者雇用の気運を高め、一人でも多くの障害者の雇用の場が確保されることを目指し、『徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例』が施行されました。

### 1 基本理念

○障害者の雇用の促進等は、障害者がその特性に応じて能力を発揮し、経済社会を構成する労働者の一員として社会参加の機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

### 2 基本施策

○障害者の雇用の促進等に向けた取組みについて、総合的かつ計画的に推進するため、障害者の雇用の促進等に関する行動計画を定める。  
○就労のための教育の充実及び職業訓練の充実を図る。  
○就業の支援及び就業に伴い必要となる日常生活又は社会生活上の支援に努める。  
○県自ら率先して障害者支援施設等から物品を買い入れ、又は役務の提供を受けることに努めるとともに、事業者に対して同様の措置を講ずるよう協力を求める。  
○県は自ら率先して障害者を職員に採用する。  
○障害者の雇用及び就労に関し、事業主及び県民の理解を深めるため、関係行政機関、障害者雇用関係団体等と協力して啓発活動を行う。  
○障害者の雇用に著しく貢献した事業者等の顕彰に努めるとともに、顕彰された事業者等に対し、顕彰事業者等であることを示す標章の使用を認める。

## 平成25年4月1日から、障害者の法定雇用率が引き上げられます

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、**平成25年4月1日から次のとおり変わります。**

| 事業主区分       | 法定雇用率  |             |
|-------------|--------|-------------|
|             | 現行     | 平成25年4月1日～  |
| 民間企業        | 1.8% → | <b>2.0%</b> |
| 国、地方公共団体等   | 2.1% → | <b>2.3%</b> |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.0% → | <b>2.2%</b> |

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員数56人以上から**50人以上**に変わります。

事業主の皆さまは、ご注意くださいようお願いいたします。

## 京都女子大学と「就職支援に関する協定」を締結しました

徳島県では、県外の大学に進学している多くの県出身大学生に、採用意欲の高い県内企業にあらためて目を向けてもらい、学生の就職支援を組織的・継続的に行うとともに、県内企業の人材確保を支援し、地域経済の活性化につなげるため、県外の大学と就職支援協定を締結しています。

この度、龍谷大学、関西学院大学及び立命館大学の3大学に続き、新たに京都女子大学と就職支援に関する協定を締結しました。



### 京都女子大学

○学 部 文学部・発達教育学部・家政学部・現代社会学部・法学部（注：法学部は平成23年4月開設）

※学生在籍者数（大学）5,954人（平成24年5月1日現在）

○締結日 平成24年10月19日

### ◆協定の主な内容◆

- (1) 学生に対する県内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること
- (2) 学内で行う合同企業説明会等の開催に関すること
- (3) 保護者向けの就職セミナー開催に関すること
- (4) 学生のUターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること
- (5) 学生のインターンシップ受入の支援に関すること
- (6) その他、学生のUターン就職促進に関すること

### ◆「大学内合同企業説明会」参加企業募集案内等について◆

4 大学との「就職支援に関する協定」に基づく「大学内で行う合同企業説明会」への参加企業募集案内等をメール配信します。

申込み・お問い合わせ先 徳島県労働雇用課 TEL 088-621-2345 E-mail roudoukoyouka@pref.tokushima.lg.jp

## 徳島県はぐくみ支援企業の認証を取得しませんか

### ●徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは？

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

### ●認証企業等一覧（2012年8月9日～2012年11月1日）

子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組む企業はこちらです。

| 企 業 名                 | 業 種           |
|-----------------------|---------------|
| 医 療 法 人 川 島 会         | 医療業           |
| 株 式 会 社 桶 幸 ウ チ ダ 造 花 | その他の生活関連サービス業 |

### ★はぐくみ支援企業に認証されると次のメリットがあります。

- 1 子育て支援に積極的に取り組む企業として、イメージアップにつながります。
- 2 徳島県のホームページで「はぐくみ支援企業」として取組みをPRします。
- 3 金融機関による低利融資の支援対象となります。

（取扱金融機関：阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫）

### ★応募方法について

お申し込みは、次の書類を労働雇用課までご提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。  
様式は、県のホームページからダウンロードできます。

〈提出いただく書類〉

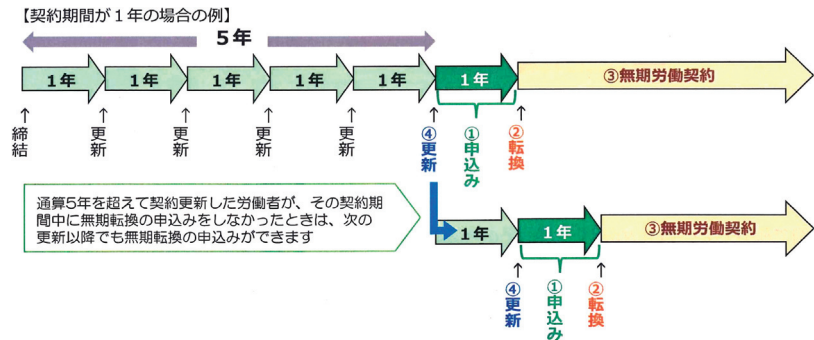
◎はぐくみ支援企業認証申込書 ◎「一般事業主行動計画」の写しなど

労働契約法が改正されました

「労働契約法の一部を改正する法律」が、平成24年8月3日可決成立し、8月10日に公布されました。今回の改正では、パート、派遣など有期労働契約で働く人が、雇止めの不安や不合理な労働条件を強いられることがなく、安心して働くことができるようにするために、次の3つのルールが規定されました。

1 無期労働契約への転換（第18条）平成25年4月1日施行

同一の使用人との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換されます。



2 「雇止め法理」の法定化（第19条）平成24年8月10日施行

有期労働契約は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により契約が終了します。雇止めについては、最高裁判例により一定の場合にこれを無効とするルール（「雇止め法理」）が確立していますが、今回の改正で、雇止め法理が内容や適用範囲を変更することなく、条文化されました。

|             |                                                                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる有期労働契約 | ①過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの<br>②労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時に当該労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められるもの |
| 要件と効果       | 上記①、②のいずれかに該当する場合に、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、雇止めが認められず、従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。                   |
| 必要な手続       | 条文化されたルールが適用されるためには、労働者からの有期労働契約の更新の申込みが必要となります。                                                                             |

3 不合理な労働条件の禁止（第20条）平成25年4月1日施行

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることが禁止されました。

厚生労働省HP [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/)

お父さんも育児休業を取得しましょう

少子化の流れを変え、仕事と家庭が両立できる社会をつくるためにも、男性も積極的に育児休業を取得し、子育てを楽しみましょう。

育児介護休業法では、父親の育児休業取得促進のため、以下のような制度を設けています。

1 パパ・ママ育休プラス（第9条の2）

母（父）だけでなく父（母）も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまで（2か月は父（母）のプラス分）に延長されます。

2 出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進（第5条の2）

配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能となります。

3 配偶者が専業主婦（夫）や育児休業中でも、育児休業を取得することができます。

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>



徳島県  
勤労者

## ライフサイクル資金貸付

| 資金用途                       |                             | 融資年利率 | 融資限度額 | 融資範囲                                                                                                              |
|----------------------------|-----------------------------|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 阿波っ子<br>すくすく<br>はぐくみ<br>資金 | 教育費                         | 1.40% | 300万円 | 【子供が2人以上】子供が学校教育法に基づく学校及び専修学校に進学又は、在学のために必要な経費。<br>返済期間 15年以内 在学期間修了(最長6年)まで元金据置可                                 |
|                            | 出産費および<br>育児・介護休業<br>利用者生活費 | 1.20% | 200万円 | 本人または2親等以内の親族の出産、分娩のために必要とする経費および出産後の育児費用。<br>育児・介護休業取得による休業期間中の生活費。<br>返済期間 10年以内<br>育児・介護休業取得期間終了(最長3年)までの元金据置可 |
| 経済変動対策緊急生活資金               |                             | 1.75% | 100万円 | 急激な経済変動の影響を受けた方の生活資金。<br>返済期間 10年以内                                                                               |
| 自動車等購入費                    |                             | 2.75% | 250万円 | 本人が通勤または勤労のために必要とする自動車等の購入資金。<br>返済期間 5年以内                                                                        |
| 教育費                        |                             | 2.15% | 300万円 | 【子供2人未満】本人または2親等以内の親族が学校教育法に基づく学校及び専修学校に進学又は、在学のために必要な経費。<br>返済期間 15年以内 在学期間修了(最長6年)まで元金据置可                       |
| 医療費                        |                             | 2.45% | 100万円 | 本人または2親等以内の親族の入院、治療等の費用、それに伴う生活費も含まれます。<br>返済期間 10年以内 内1年まで元金据置可                                                  |
| 冠婚葬祭費                      |                             | 2.45% | 100万円 | 本人または2親等以内の親族のために必要となる冠婚葬祭のための経費。<br>返済期間 10年以内                                                                   |
| 災害費等                       |                             | 1.75% | 100万円 | 本人または2親等以内の親族が事故、災害等により家屋、家財等に損害が発生し、復旧または新たに購入するために必要な資金。<br>返済期間 10年以内                                          |
| 離職者                        | 生活費                         | 0.55% | 100万円 | 離職者または2親等以内の親族の生活のために要する経費。<br>返済期間 5年以内<br>ご融資期間内で3ヵ月まで元金据置可                                                     |
|                            | 教育費                         | 1.35% | 100万円 | 離職者の2親等以内の親族が進学・入学するために必要な経費。<br>返済期間 15年以内 在学期間修了(最長6年)まで元金据置可                                                   |

※元金返済措置可能なものについては、措置期間中は、お利息のみのお支払いとなります。

(金利はすべて固定金利 保証料別途年0.7～年1.2%が必要)

上記の融資制度をご利用いただくには

■徳島県内に住所を有し、徳島県内の事業所に勤務している方。 ■各融資制度個々の融資条件を満たし資金使途が証明できること。

■労働金庫の借入条件を満たし、(一社)日本労働者信用基金協会の保証を受けられる方。 ■個人一人あたりに対する無担保融資の総額は1,000万円以内。

徳島県勤労者

## 住宅建設資金貸付

| 資金用途                                                                                           | 融資年利率 | 融資限度額 | 償還方法           | 融資範囲                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  住宅建設<br>資金 | 3.20% | 400万円 | 20年以内<br>(有担保) | 県内に自ら住居するための住宅を建設、または<br>購入もしくは増改築するために必要な資金。<br>(金利はすべて固定金利 保証料別途 有担保年<br>0.16～年0.36% 無担保年0.7～年1.2%が必要) |
|                                                                                                | 2.40% | 400万円 | 10年以内<br>(有担保) |                                                                                                          |
|                                                                                                | 2.60% | 400万円 | 10年以内<br>(無担保) |                                                                                                          |

※無担保融資については、個人一人あたりに対する融資の総額は1,000万円以内となります。

上記の融資制度をご利用いただくには

■徳島県内に住所を有し、徳島県内の事業所に1年以上勤務している方であって、同居又は同居予定者を有し、世帯生計の主たる維持者。

■県内に自己の居住する住宅の新築、購入(中古を含む)又は増改築をする方。 ■個人一人あたりに対する無担保融資の総額は1,000万円以内。

■労働金庫の借入条件を満たし、(一社)日本労働者信用基金協会の保証を受けられる方。 ■申込時現在の年齢が60歳以下の方。

■上記の各融資については、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

詳しくは労働金庫支店窓口にてご相談下さい。 **取り扱い金融機関 四国労働金庫**

●徳島ローンセンター TEL088-634-1000 徳島市中島田町1丁目11-1

●徳島支店 TEL088-623-1112  
徳島市昭和町3丁目35-1●池田支店 TEL0883-72-0399  
三好市池田町サラダ1612-2●徳島北支店 TEL088-698-1111  
板野郡北島町中村字東開10-5●阿南支店 TEL0884-22-2132  
阿南市富岡町トノ町71-1●鴨島支店 TEL0883-24-3113  
吉野川市鴨島町鴨島342-1

## ご存じですか？中退共

県におきましては、中小企業で働く労働者の福祉向上のため、中小企業退職金共済制度の普及を事業主に行っています。

お問い合わせ先 (独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL(03)6907-1234(代表) FAX(03)5955-8211

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

## 労働者派遣法が改正されました

労働者派遣法の一部を改正する法律が、平成24年3月28日に可決成立し、4月6日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」として公布、10月1日に施行されました。

### 改正の概要

#### 1 事業規制の強化

##### (1) 日雇派遣の禁止（第35条の3第1項）

日雇派遣については、派遣会社・派遣先のそれぞれで雇用管理責任が果たされておらず、労働災害の発生の原因にもなっていたことから、雇用期間が30日以内の日雇派遣が原則禁止とされました。

ただし、(ア)または(イ)の場合は適用が除外されます。

(ア)禁止の例外として政令で定める18業務について派遣する場合

##### 禁止の例外となる業務

|           |             |                           |
|-----------|-------------|---------------------------|
| ○ソフトウェア開発 | ○調査         | ○事業の実施体制の<br>企画・立案        |
| ○機械設計     | ○財務処理       | ○書籍等の制作・編集                |
| ○事務用機器操作  | ○取引文書作成     | ○広告デザイン                   |
| ○通訳、翻訳、速記 | ○デモンストレーション | ○OAインストラクション              |
| ○秘書       | ○添乗         | ○セールスエンジニアの<br>営業、金融商品の営業 |
| ○ファイリング   | ○受付・案内      |                           |
|           | ○研究開発       |                           |

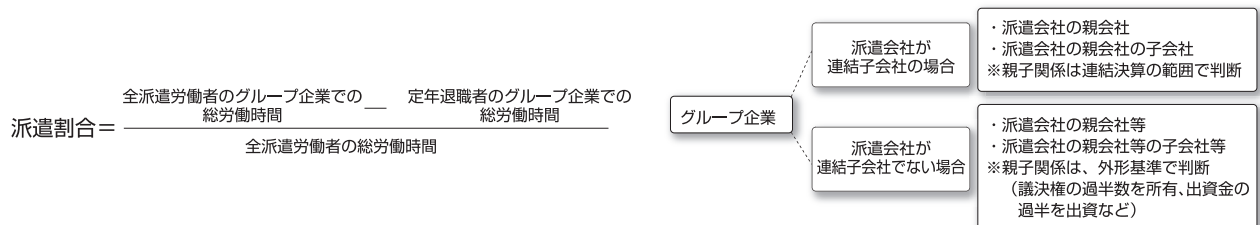
(イ) 以下に該当する人を派遣する場合

- ① 60歳以上の人
- ② 雇用保険の適用を受けない学生
- ③ 副業として日雇派遣に従事する人（生業収入が500万円以上の場合に限る）
- ④ 主たる生計者でない人（世帯収入が500万円以上の場合に限る）

なお、週の労働時間をおおむね20時間以上確保することが妥当とされています。

##### (2) グループ企業派遣の8割規制（第23条の2）

派遣会社と同一グループ内の事業主が派遣先の大半を占めるような場合は、派遣会社が本来果たすべき労働力需給調整機能としての役割が果たされないことから、派遣会社がそのグループ企業（関係派遣先）に派遣できる割合が、全体の8割以下に制限されました。



\* 持分法適用会社は、関係派遣先には含まれません。

#### 2 派遣労働者の待遇の改善

##### (1) マージン率などの情報提供の義務化（第23条第5項）

労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取組状況などについて、情報提供することが義務化されました。

##### (2) 派遣料金の明示義務化（第34条の2）

雇入時、派遣開始時、派遣料金額の変更時には、派遣労働者に「労働者派遣に関する料金額（派遣料金）」を明示することが義務化されました。

〈明示すべき派遣料金（次のうちいずれかを明示）〉

(ア) 派遣労働者本人の派遣料金

(イ) 派遣労働者が所属する事業所における派遣料金の平均額（一人あたり）

〈明示の方法〉 書面・FAX・電子メールのいずれか

### (3)待遇に関する事項などの説明の義務化（第31条の2）

派遣会社は、労働契約締結前に、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対して、以下の説明をすることが義務づけられました。

- (ア) 雇用された場合の賃金の額の見込みやその他の待遇に関すること
- (イ) 派遣会社の事業運営に関すること
- (ウ) 労働者派遣制度の概要

上記のうち、「賃金の額の見込み」については、書面、ファックス又は電子メールにより説明しなければなりません。その他については、口頭やインターネット等による説明も認められています。

## 3 「労働契約申込みみなし制度」の創設（第40条の6）

労働契約申込みみなし制度とは、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申込み（直接雇用の申込み）をしたものとみなす制度です。平成27年10月1日から施行されます。

厚生労働省HP

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/kaisei/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/kaisei/)

## 高年齢者雇用安定法が改正されました

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が、平成24年8月29日に可決成立し、9月5日に公布されました。施行日は平成25年4月1日です。

### 改正の概要

#### 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止（第9条第2項）

65才未満の定年を定めている事業主に対して、65歳までの雇用を確保するため、次のいずれかの措置を導入する義務（第9条第1項）が、平成16年改正で義務づけられています。

- ①定年の引き上げ
- ②継続雇用制度の導入（労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可）
- ③定年の定め  ③の廃止

今回の改正により、**下線部分**が平成25年4月から廃止されることとなりました。

なお、改正前の第9条第2項の規定に基づき継続雇用制度の対象者を限定する基準を設けている事業主については、老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、平成37年3月31日までその基準を引き続き利用できる経過措置が設けられています（改正法附則第3項）。

#### 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大（第9条第2項）

継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業（特殊関係事業主）まで拡大する仕組みが設けられました。特殊関係事業主は、親会社等、子会社等、親会社等の子会社等、関連会社等となりますが、その詳細については、厚生労働省令で定められることとなっています。

#### 3 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定（第9条第3項）

今後整備される指針において、心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱い等が規定されることとなっています。

厚生労働省HP

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1.html)

徳島県で働くすべての方へ。

意識したことありますか？

# 最低賃金

徳島県のこれまでの最低賃金 647円

654円<sup>時間額</sup>

[発効日] 平成24年10月19日 ※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検 索

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは徳島労働局または最寄りの労働基準監督署へ

 厚生労働省